

様式第4号（第11条関係）

基 建 第 1 8 1 号
平成29年4月7日

第3区長

塩井 彰弘 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成29年3月9日付けで提案がありました、町道基山駅前線のカーブミラー設置要望につきましては、カーブミラーの設置を行ないます。

2 取扱いの理由

設置要望箇所につきましては、県道基山停車場線から町道基山駅前線へ出る際の基山駅へ向かう通勤・通学の歩行者の視認性が悪いため、安全性を確保するため平成29年度中にカーブミラーを設置いたします。